

国民年金保険料を2年度分まとめて納める 「2年前納」の「」案内

国民健康保険被保険者は収入がなくても 申告が必要です

■ 1万5千円ほどお得な制度です

国民年金保険料の「2年前納」を「」利用いただくと、毎月納付する場合に比べて、2年間で1万5千円程度の割引となります。前納は、□座振替、クレジットカード、現金による納付が可能です。

「2年前納」で納付するためには、次のとおり手続きが必要です。

● □座振替の場合

申出書に必要事項を記入し、預貯金□座をお持ちの金融機関または年金事務所に「」提出ください。郵送にて年金事務所へ提出することも可能です。

□座振替のお申し込みには、金融機関届出印の押印と基礎年金番号の記入が必要です。基礎年金番号は、年金手帳や納付書で「」確認ください。

マイナポータルを経由し、「ねんきんネット」からオンラインでも手続きが可能です。

※□座振替による「2年前納」を一度申し込みすると、辞退の申し出がない限り、次回以降も自動的に2年分の保険料が□座振替されます。

● クレジットカード納付の場合

申出書に必要事項を記入し、年金事務所（郵送可）に「」提出ください。

※クレジットカード納付による「2年前納」を一度申し込みすると、辞退の申し出がない限り、次回以降も自動的に2年分の保険料が立替納付されます。

● 現金納付の場合

毎年2月1日から事前に申出書を受付けけています。「」希望の場合は、年金事務所にお申し出ください。申出書は、3月末までに年金事務所へ「」提出ください。

※現金による「2年前納」は、毎回の申し出が必要です。2年ごとに自動的に次回以降の2年前納用の納付書が届くものではありませんので、ご注意ください。

詳しい内容については、日本年金機構のホームページを「」覗ください。

▼ お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎ 096-367-8144

国民健康保険は、所得によって国民健康保険税の金額や医療費の自己負担限度額などを算出します。

国保被保険者で前年中（1月～12月）の収入がない人や収入が障害年金・遺族年金のみの人も、必ず申告をお願いします。

■ 申告をしないと国保税の軽減など が受けられません

国民健康保険には、所得額が一定以下の場合、国民健康保険税が軽減される措置があります。しかし、申告をしないとの軽減措置が受けられません。

また、医療費の「」負担限度額判定も、所得額に基づいて行われるので、収入がなくても申告をしないと医療機関での窓口負担が高額になることがあります。

■ 「医療費のお知らせ」が確定申告に使用できます

町から国保被保険者の皆さんへ送付している「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用できます。

▼ お問い合わせ先

町住民生活課

☎ 096-234-1113
(内線108)

の「患者負担額」に記載されている自己負担相当額を基に行います。「お知らせ」に記載されていないものがある場合は、「医療費控除の明細書」を自身で作成して申告する必要があります。

11～12月診療分の「お知らせ」は5月に配布します。2月中旬から始まる確定申告では、11～12月診療分の領収証が必要ですので保管をお願いします。※医療費控除の申告に関する注意点などは、国税庁公式ウェブサイトを「」観になるか、熊本東税務署または町税務課までお問い合わせください。

町での申告受付期間は、2月13日（金）から3月13日（金）までです。期間内に申告することが国民健康保険の適正運営につながります。皆さんご協力をお願いします。

（内線108）

税の申告

お問い合わせ先

町税務課 ☎ 096-234-1115

2月13日(金) ▶ 3月13日(金)

■申告に必要なもの

申告相談には、次のものを必ず持って来てください。書類がなかったり、帳簿や収支の記載ができていなかったりした場合は、後日あらためて申告に来ていただかなければなりません。

対象	必要書類
全員	マイナンバーカードまたは個人番号通知カード、運転免許証や保険証など本人確認書類
給与・年金所得	源泉徴収票（原本）
事業所得 (営業・農業・不動産)	作成した収支内訳書 取りまとめた領収証、帳簿
一時所得、雑所得	収入・経費が分かる書類
社会保険料控除 生命保険料控除 寄付金控除など	それぞれの控除証明書など
医療費控除	作成した医療費控除の明細書
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳など
所得税の還付や 所得税の口座振替	本人名義の通帳や通帳印

※別世帯の人の申告を代理する場合は、委任状が必要です。

※これらのほかにも書類などが必要になる場合もあります。

■熊本東税務署の確定申告日程

【会場】 熊本東税務署（熊本市東区東町3-2-53）

【期間】 2月16日（月）～3月16日（月）

※3月1日（日）のみ休日受付を行います。

【受付時間】 午前9時～午後3時

【事前作成会】

事前申告相談会（予約制）が2月5日（木）～13日（金）に開催されます。

【お問い合わせ先】

熊本東税務署 ☎ 096-369-5566

■町の申告相談日程

町では、次の日程で申告相談を行います。

申告会場内の混雑緩和対策として、会場への入場人数を制限します。午前中の受付は「入場整理券」を配付された40人程度とします。

なお整理券配付の際は、先着の20人程度を目安として割り当て行政区の人を優先して受け付けます。皆様のご協力をお願いします。

月	日	行政区名	税理士
2月	13 金	浅井・上早川4区・5区	不在
	16 月	中横田・上早川3区	○
	17 火	下横田・上早川1区・2区	○
	18 水	中早川・早川・北早川	○
	19 木	辺場・古閑・八丁・吉田	○
	20 金	山出・芝原	○
	24 火	糸田・麻生原	○
	25 水	津志田・田原	○
	26 木	船津・世持	○
	27 金	中山・上田口	○
3月	2 月	和田内・府領・北原	○
	3 火	南三箇・下田口	○
	4 水	宮内地区全域（広瀬～上揚）	○
	5 木	大町・横田	○
	6 金	上豊内・下豊内	○
	9 月	岩下1区・緑町	不在
	10 火	西寒野・有安	不在
	11 水	仁田子	不在
	12 木	東寒野・岩下2区	不在
	13 金	上記の日に来れない人	不在

※町では、3月16日（月）の申告相談は開催しませんので、日程をよくご確認ください。

※申告の内容によっては、熊本東税務署の確定申告会場をご案内する場合があります。ご了承ください。

※詳しくは、別途、全戸配布した申告相談のチラシを十分にご確認ください。